

## 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（貨物等））

### 1. 総則

座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号）の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 17 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

### 2. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

2.1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

2.2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

